

訴

状

原告の表示

別紙原告目録()記載の通り

原告代理人の表示

別紙原告代理人目録記載の通り

被告

国

右代表者法務大臣

三

ケ

月

章

公式陳謝等請求事件

訴訟物の価格

貼用印紙額

但し、訴訟救助申立中につき貼付せず

請求の趣旨

一 被告は、原告目録()記載の原告番号51番ないし61番の各原告に対してそれぞれ金 [] 円、同原告番号62番の原告に対して金 [] 円、原告目録()記載の各原告に

対してそれぞれ金 [] 円を支払え。

二 被告は、浮島丸の沈没により、原告らを含む多数の朝鮮人に多大の犠牲を被らせたことを公式に陳謝せよ。

三 被告は、原告 [] に対し別紙遺骨目録一記載の遺骨を、原告 [] に対し同二の遺骨を、原告 [] に対し同三の遺骨を、原告 [] に対し同四の遺骨を、原告 [] に対し同五の遺骨を、原告 [] に対し同六の遺骨を、原告 [] に対し同七の遺骨を、原告 [] に対し同八の遺骨を、原告 [] に対し同九の遺骨を、原告 [] に対し同一〇の遺骨を、原告 [] に対し同一一の遺骨をそれぞれ引き渡せ。

四 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決並びに仮執行の宣言を求めらる。

請求の原因

第一 訴訟に至る経過

一 日帝の韓国併合と戦争への朝鮮人の動員

1 韓国併合と植民地支配

(一) 韓国併合

明治政府はその成立当時から、朝鮮の植民地化を國家的目標としてきたが、一八七五年の江華島事件以来、朝鮮への内政干渉を続け、日清、日露の両戦争を経て朝鮮における支配的位置を確立、一九〇五年、日本軍が朝鮮王宮を包囲するなかで、伊藤博文が大韓帝国政府の大臣等に強要して、「乙巳保護条約」に調印させた。この条約により韓国は外交権を奪われ、外交を監督するとの名目で日本から送り込まれた韓国統監による徹底した内政干渉によって、事実上日本の植民地とされていった。そして一九一〇年八月二十二日、ついに日本は当時の大韓帝国政府に、「大韓帝国皇帝陛下ハ韓国全部ニ關スル一切ノ統治權ヲ完全且永久ニ日本國皇帝陛下ニ讓渡スル」との日韓併合条約を押しつけ、朝鮮を完全に日本の植民地にした。こうして、朝鮮に住む全ての人々は大日本帝國の「臣民」とされた。

(二) 植民地支配

日本は天皇が直接任命する朝鮮総督のもとに総督府を設置し、軍隊と警察を一元化して、「武断政治」とよばれる強権支配を行って朝鮮を支配し、朝鮮語の言論や教育を弾圧する一方、「土地調査事業」「林野調査事業」等を実施して朝鮮

農民の土地を収奪した。

このような植民地支配に反対し、一九一九年には朝鮮全土で二〇〇万人を越える人々が、「独立万歳」を叫ぶ三・一独立運動に立ち上がった。しかし、日本は非武装の朝鮮人に武力弾圧を加え、約七〇〇〇人の朝鮮人が日本軍警によって殺害された。

三・一運動の高揚に懲りた朝鮮総督府は、「文化統治」を標榜して、朝鮮語の新聞発行を一部承認する等の懐柔策をとった。しかし、一九二〇年に始まった「産米増殖計画」により、一五年間に増産率二割にたいして日本への移出は四倍にする飢餓輸出を強要するなど、植民地収奪の実態に変わるところはなかった。

2 戦争への動員

(一) 兵站基地化政策

日本は一九三一年に満州事変、一九三七年に日中戦争をひきおこし、中国への本格的な侵略を始めた。日本は、朝鮮を中国侵略の「兵站基地」（人的・物的資源の補給基地）と位置づけ、食糧や工業資源の略奪を強化するとともに、朝鮮人を戦争遂行のための人的資源として利用しようとした。

□ 皇民化政策

朝鮮人を戦争遂行の人的資源とするには、朝鮮人からその民族性を奪い、日本に隷属させ、天皇に忠義を尽させる必要がある。このため、日本政府はいわゆる「皇民化政策」を推進した。天皇に忠誠を誓う「皇國臣民の誓詞」を事ある毎に唱えさせ、朝鮮各地に勤勞奉仕によって神社を建立し、その参拝を強要し、「創氏改名」を実施して氏名を日本風に改めさせた。

④ 強制連行による労働力動員

戦争の長期化に従い人的資源の不足が深刻になり、自由募集の方法では「国策産業」とよばれた軍需産業の労働要員を供給することができなくなった日本は、戦時下の非常措置として一般国民を強権で徴用するため、一九三八年に國家總動員法を公布、同法四条に基づいて一九三九年七月に國民徴用令（勅令四五一条）を公布して、労働力動員の態勢を整えた。但し、朝鮮に対しては民族的抵抗をおそれて最初は國民徴用令を直接適用せず、同年九月三〇日に朝鮮總督府令第一六四（一六七号）として朝鮮人労働者の徴用に関する一連の施行法規を制定し、同年一〇月から「募集」方式による労働力動員が始められた。

「募集」方式とは、労働力を必要とする事業所が、府県長官を通じて厚生省の募集許可と朝鮮總督府の募集地の割り当てを受け、募集人が割り当てられた道から指定された面に赴き、その職員や警察官と協力して労働者を集めるもので、日本政府の深い関与のもとに行われる労働力募集だった。

「募集」方式による連行は最初の一年程は徴兵制に準じて身体検査、壮行会の挙行などの手続きが行われていたが、対米戦争が始まり、日本本土、樺太、太平洋諸島、朝鮮の多くの炭鉱、軍事基地の工事、鉄山、軍需工場、食料の増産のための大規模な干拓開墾、巨大な神社の造営等で労働者の需要が急激に増大し、労働力が著しく逼迫すると、朝鮮總督府とその地方官憲は、これらの手続を踏むことなく、朝鮮人青壮年を手当たり次第狩り集めはじめた。朝鮮總督府が必要な人員数を各道知事に割り当てると、知事はそれを各郡の郡守に割り当て、郡守はそれを再び各面に割り当てた。面当局者は始めのうちは割り当て人員を達成するように努力するが、やがて割り当て人員の達成が不可能になり、郡職員、警察、面職員が労働者を力づくで狩り出すようになった。道行く人、家で寝ている人を急襲して手当たり次第に引き立て、所定の期日に各面から面書記や巡査が連れてきた労働者達

を、郡庁の倉庫や学校の教室に閉じ込め、その数が供出指定数に達すると、郡庁や警察署前の広場に集めて郡守や警察署長が訓話をしたあと、バスやトラックに満載してその行く先も知らせず、朝鮮内の各鉱山や日本本土、太平洋地区、樺太方面に連行した。

一九四二年には、形式上も「募集」方式を改め、朝鮮総督府内におかれた朝鮮労務協会を運営主体とする、より強制的な「官斡旋」方式の連行が始まり、大規模な「國民動員計画」がたてられた。そして、労働力不足が一層深刻化した一九四四年八月には、朝鮮に國民徵用令を一般的に適用し、「青紙」一枚で朝鮮人を労働者として自由に連行できるようにした。このように、「募集」「官斡旋」「徵用」と方式は異なってもその実態は日本政府による強制連行にはかならなかった。

こうして労働者として日本本土に連行された朝鮮人の総数は、各種統計により少なくとも一一〇万人は下らないとみられている。これらの人々は、炭鉱や軍事施設の建設現場などで奴隷のような労働を強いられ、ある人々は命を失い、ある人々は身体や精神に癒すことの出来ない傷を負わされた。日本に連行された

人々のうちおよそ三〇数万人が死傷し、そのうち死亡者は約六万人にのぼるとみられている。

四 軍要員としての動員

(1) 従軍慰安婦

一九三〇年代末期から、日本軍は朝鮮人女性を従軍慰安婦として強制連行しはじめた。強制や甘言によって主に一〇代の女性を連れ去り、日本軍兵士の性欲のはけ口としてその人格を蹂躪した。これらの女性の連行や慰安所の管理に日本軍が直接関与していたことは今日では疑いの余地なく証明されている。

(2) 軍属

國民徵用令による軍属としての朝鮮人動員は、一九三九年に開始されていたが、対米戦争開始以後、その数が急激に増大した。厚生省発表によると一九四五年までに一五万四九〇七名の朝鮮人軍属が動員され、日本本土や南洋諸島で軍事土木工事、炊事係、捕虜監視要員や運輸要員として労働させられた。

(3) 志願兵制度

一方、日本政府は当初、朝鮮人に武器をもたせることを恐れていたが、戦争

の際限のない拡大の中で、朝鮮人青年の軍人としての動員に踏み切った。一九三八年二月、陸軍特別志願兵令（勅令第九五号）を公布、同年三月に勅令一五六号で、六ヶ月期間の志願兵訓練所官制を制定し、羅南、咸興、平壤、大邱などに陸軍兵志願者訓練所を設置、同年四月から志願兵制度を実施した。また、太平洋戦争がはじまり、海軍の兵力が不足すると、一九四三年七月、海軍特別志願兵令（勅令六〇七号）を公布、鎮海に海軍兵志願者訓練所を設立し、一月一日から朝鮮人青年を海兵として養成しはじめた。更に一九四三年には学徒志願兵として専門学校、大学の朝鮮人学生が戦場に動員された。

一九三八年から一九四三年の間にこれらの志願兵として動員された朝鮮人青年は二万三六八一名である。一方、これに志願した者の数は八〇万五五一三名にのぼるとされ、朝鮮総督府等はこれを朝鮮人青年の「愛国的熱誠」によるものと宣伝した。しかし、現実には「志願」とは名ばかりで、面ごとに人数を割り当て、地方の官吏や警察による強制動員がおこなわれた。日本本土で学ぶ朝鮮人学生に対しては、志願しない者は炭鉱等へ徴用するとの恫喝まで行って強制的に志願させた。八〇万人を越える膨大な志願者数はむしろ強制の存在を証

明するものである。

(4) 徴兵制度

日本政府は対米戦争がはじまりより多くの兵力が必要になると、朝鮮人青年の戦争への動員をより義務的なものにするため、一九四二年五月、一九四四年からの徴兵制導入を決定し、「徴兵制施行準備委員会」を設立して準備に取りかかった。そして、中学以上に現役将校を配属し、国民学校卒業生は青年訓練所、国民学校未終了者は青年特別訓練所に義務的に入所させ、軍事訓練や皇民化教育を行い、同年一〇月には徴兵適齢届を行わせた。こうした準備を経て一九四四年四月、ついに朝鮮に徴兵令が適用され、一九四五年までに二〇万九二七九人の朝鮮人青年が戦場に狩り出された。

(5) 朝鮮人軍人軍属の処遇

日本軍は朝鮮人青年を動員したものの、その反乱をおそれ、朝鮮人だけの部隊は編成せず、日本人部隊のなかにばらばらに配置した。このため、ただでさえ暴力の横行した日本軍隊内で、朝鮮人兵士達は民族的偏見に基づく虐待や私的制裁に耐えねばならなかった。また、南方では朝鮮人軍属は英米人捕虜の監

視業務を担当させられたため戦後BC級戦犯として処刑されたものもいた。結局、戦場に狩りだされた四〇万人近い朝鮮人軍人・軍属のうち、約一五万人は帰還していない。

二 浮島丸事件

1 浮島丸の出航

(一) 一九四五年八月一五日、日本はポツダム宣言を受諾して、戦争は終結し、日本の朝鮮に対する植民地支配も事実上終焉した。日本本土や樺太・千島には強制連行されてきた朝鮮人軍属・徴用工や植民地収奪による生活苦から渡日した朝鮮人が多数居住していた。長年彼らに強制労働を強い、厳しい抑圧を加えてきた軍部を始めとする日本人の間には、日本の敗戦を機とした朝鮮人の暴動の幻想に脅える者も多かった。

(二) 青森県大湊地区にも、大湊海軍施設部や大間鉄道建設のために強制連行されてきた朝鮮人軍属・徴用工等、多数の朝鮮人が居住していた。大湊海軍警備府司令官は、敗戦から四日目の八月一九日、海軍に徴用されていた輸送船浮島丸（四七

三〇トン）に、大湊港から朝鮮人を乗せて朝鮮に回航せよと命令した。日本に在留した朝鮮人が帰国を望み、日本当局に要請し始めるのは同年九月に入ってからであり、敗戦直後の混乱の中で敢えて朝鮮人の送還に踏み切った意図は、朝鮮人の暴動に脅え、それを予防すること以外にありえなかった。

(三) しかし、当時の日本海には日本軍の機雷が敷設され、港には米軍の投下した無数の機雷が、未だ掃海されないままになっていた（当時、若狭湾に六一一、舞鶴港だけでも一一六の米軍機雷が投下されたままになっていたという）。しかも、日本の機雷の位置を示した機密海図は敗戦とともに焼却されていて、浮島丸には交付されず、朝鮮に行けば乗組員がそのまま捕虜になる可能性も否定できなかった。

(四) 浮島丸の乗組員は、復員の期待を裏切られ、航海の危険を危惧し、敗戦で軍規が弛緩していたこともあって、朝鮮への航行に不満を述べる者も多かった。憲兵や参謀らは兵士たちを軍法会議の恐怖で威圧し、日本刀で威嚇して出航させなければならなかった。

(五) 一方、大湊付近の朝鮮人は、海軍関係者から、「朝鮮に行く船はこれが最後

だ」「この船に乗らなければもう配給は支給されない。」などといわれ、続々と大湊港に終結して野宿して待機し、浮島丸号に乗船した。もとより、朝鮮人らも帰還を望んではいたが、軍属・徴用工らは監督者に引率されて、事実上強制的に乗船し、民間人も「配給が支給されない」と言われれば、当時の食料事情から、乗船する以外の選択はありえなかった。

内 浮島丸は船底から甲板まで朝鮮人を満載し、八月二二日夜一〇時頃、大湊港を
出航した。

2 浮島丸の沈没

イ 浮島丸は、日本海を横断する朝鮮半島への最短コースではなく、日本列島に沿って、その沿岸を南西に航行した。もともと出航を忌避していた乗組員らの士気は低く、昼間から酒盛りをする者もいて、戦争中に兵隊を虐待した下士官に兵隊が集団リンチを加えるという騒ぎもあった。

ロ 同年八月二四日、浮島丸は航路を左に変え舞鶴湾に入港しようとした。ところが、舞鶴湾内下佐波賀沖三〇〇メートルにさしかかった午後五時二〇分頃、船体中央部で突然爆発が起こり、船体が二つに折れ、浮島丸へはそのままマストだけ

を海上に残して、海底に沈没した。乗客・乗員らはある者は海に投げ出されて溺死し、ある者は船から脱出できずに、船体とともに海に沈んだ。

3 乗客・乗員と犠牲者の数

ハ 浮島丸に乗船していたのは、厚生省の発表によれば、乗組員二五五人、朝鮮人三七三五名（徴用工二八三八名、民間人八九七名）であった。ただし、他に正規の手続きを経ないで乗船した者もあり、遙かに多数の人々が乗っていたはずだと主張する目撃者もいて、正確には把握できない。

ニ また、大湊海軍施設部が同年九月一日に作成した「死没者名簿」によると、死亡者の数は、乗客五二四名・乗員二五名とされている。しかし、この名簿は事件直後の混乱の中で作成されたもので、その信頼性には疑問があり、死者の数もやはり正確に把握できない。

4 生存者の帰還

沈没時に船から脱出した乗客のうち、付近の漁民等に救助された者は、舞鶴の平海兵団の寮に収容され、その後海軍工廠の寮に移され、負傷者は舞鶴海軍病院に入院した。海軍は生存者を帰還させるため、九月一七日に山口県仙崎行きの列車を準

備したが、海軍の帰還事業に不信を抱いた生存者の多数はこの列車の乗らず、自力で故郷に帰還した。

5 自爆説（虐殺説）の流布

(一) 浮島丸の沈没は、戦後海難史有数の大事件でありながら、日本の新聞には全く報道されることがなかった。その中で、浮島丸の沈没は日本海軍が組織的に仕組んだ陰謀だとの噂が生存者の間で流れ始めた。そして、九月一八日付けの釜山日報は「陰謀か？過失か？帰国同胞船爆発 日本人は事前に下船上陸」と浮島丸の沈没を大きく報道し、沈没の原因が自爆（虐殺）ではないかとの強い疑念を表明するとともに、死者の数を五〇〇人と伝えた。こうして、浮島丸事件は日本軍による朝鮮人虐殺事件であるとの認識が広まり、今日の韓国ではこれが定説的地位を占めている。原告らの中にも、自爆説（虐殺説）を確信している者も多い。

□ 自爆説の根拠とされているのは概ね次の諸点である。

- (1) 出航前に浮島丸に大量のダイナマイトや銃砲類が積み込まれた。
- (2) 大湊出航後、この船は無事朝鮮につくか否かは分からない、との噂が船内に広まっていた。

(3) 乗船者に支給されるため船に積み込んであった毛布や衣類などの必要物資を海中に投棄しているのが目撃されている。

(4) 釜山や元山に直行せずに舞鶴に寄港する理由がない。

(5) 船が舞鶴に近づく頃、朝鮮人憲兵の白氏は、船底に爆発物が仕掛けられ、電線が見つないでいるのを知り、驚き、湾にはいるや船から海に飛び込んで逃げ出し、これを日本の水兵たちが追跡した。

(6) 日本軍の将校がボートを下ろし、船から脱出した直後に爆発が起こった。

(7) 沈没時に爆発音が三回したが、触雷なら一回しか起こるはずがない。

(8) 触雷なら発生するはずの水柱が目撃されていない。

(9) 後の船体引揚げ時に、船体が内側から外側に破れているのが確認された。

6 沈没の真相

(一) 右の自爆説に対し、日本政府は米軍の機雷への触雷が原因であると主張してきた。しかし、真相解明のための積極的な努力をして触雷説を裏付けることはしなかった。

□ 浮島丸事件を詳細に取材して、一九八四年に「浮島丸釜山港に向かわず」を出

版したジャーナリストの金賛汀氏は、朝鮮行を忌避した一部の下士官による自爆の可能性を示唆している。

7 犠牲者の遺骨

(一) 事件当時、海岸に打ち上げられた遺体は、舞鶴海兵団敷地に仮埋葬され、船とともに沈んだ遺体はそのまま放置された。

(二) 一九五〇年三月、飯野サルベージ株式会社が浮島丸を引き揚げて再利用する計画をたて、船体の後半部を引き揚げ、その中の一〇三柱の遺骨を回収した。しかし、引き揚げた機関部が使用不能と判明したため、残りはそのまま放置された。

(三) 同年四月、仮埋葬されていた遺体が掘り出され火葬された。

(四) 一九五四年一月、飯野重工が浮島丸をスクラップとして利用するため、第二次の引揚げを行った。そのとき引揚げられた船体前半部から多数の遺骨が九年振りに引き揚げられた。日本政府はこれを二四五柱分であると発表、仮埋葬されていた分と第一次引揚げで見えられた分を加え、死没者名簿の五二四名と一致するとした。

(五) これらの遺骨は、舞鶴の東本願寺別院で保管されていたが、一九五五年一月二

一日に呉地方援護局、一九五八年には東京の厚生省援護局に移され、一九七一年から東京目黒の祐天寺で保管された。

(六) 一九七一年一月二〇日と一九七四年二月八日に、外務省を通じて身元が判明したとされる遺骨が韓国に返還された。しかし、今日も二八五柱とされる遺骨が祐天寺に保管されている。

三 戦後補償の国際的潮流

もとより、戦争によって植民地人民や少数民族に被害を与えたのは日本だけにとどまらない。日本との同盟の下に戦争を遂行したナチスドイツは多数のユダヤ人等の少数民族を強制収容所に収容し、虐殺した。民主主義を標榜したアメリカ合衆国やカナダも、太平洋側に住む日系人をその国籍の如何を問わず、敵性民族とみなし、その財産を奪い、強制収容所に収容した。

しかし、これらの諸国については、その犠牲者に対して、各国政府が大戦中の行為の過ちを認め謝罪し、「内外人平等」を当然の前提として、補償に関する立法措置を講じている。

第二時世界大戦中の日本との同盟国であり、同じ敗戦国であるドイツでは、敗戦後間もなく戦後措置が開始され、約一〇年前に一応の体系整備が整った。

㊦ 第二次大戦中の人的損害に対する措置として、旧西ドイツにおいて戦争犠牲者援護法（一九五〇年）が制定されている。同法により、軍事上もしくはこれに準ずる任務それらにともなう事故及びそれと特有な関係による健康障害を受けたものに対して、治療、看護、戦争犠牲者への扶助、障害者への年金支給、死亡の場合の埋葬手当、遺族への年金支給の措置がとられている。同法は、旧西ドイツ国内に居住する外国人にも適用があるほか、連邦各州政府が同法八条に基づく裁量行為として、連邦労働大臣の同意を得て外国に居住する外国人に対しても援護を与えている。

㊧ また、物的損害に対しては、負担調整法（一九五二年）及び賠償補償法が制定されている。負担調整法では、国民の間で特定の部分が受けた戦争被害を、被害を受けなかった国民にも等しく負担配分すべきであるとの基本理念のもとに、戦間による破壊、旧ドイツ領からの追放、引揚げ等によって財産を失った者に対し、

連邦予算から対物補償を行っている。その支出総額は、一九八七年末で一一六五億マルクにも上っている。また、賠償補償法では、国民の外国による私的被害に対する補償がなされている。

㊨ 特に、ナチス迫害の犠牲者の物的人的損害に対する補償措置として、左記の内容の連邦補償法（一九五六年）、連邦返済法、対イスラエル条約等が制定・締結され、㊦、㊧の特別法となっている。

(1) 連邦補償法は、「ナチズムに対する政治的敵対関係を理由に、または人種、信仰、または世界観を理由にナチスの暴力装置によって迫害され、それにより生命、身体、健康、自由、所有物、財産、職業上の、経済上の出世に損害を被った者」（同法第一条）に対し、年金や一時金の形で補償給付を行っている。この法律によって給付された額は、一九九一年一月現在で約六七九億マルク、現在の年金受給者は約一五万三〇〇〇人、補償月額額は約一〇〇億円に及んでいる。

(2) 連邦返済法では、ナチスの迫害によるユダヤ人の物的被害へその四分の三が不動産の収奪による被害）を受けた個人に対して、収奪によって利益を受けた

個人から財産を返済させるための措置がとられ、その支給総額は一九九一年一月現在で約三九億マルクに上っている。

(3) 連邦補償法および連邦返済法による給付は、約二〇〜二五%を国内に、約四〇%をイスラエルに、残りをその他の諸外国にあてている。特に連邦補償法による年金の支給は、約一七%が国内に、約八三%が国外に向けられている。

(4) 連邦補償法の適用からもれたナチス被害者に対する補償として一九五二年にユダヤ人賠償法条約が調印され、この条約により、旧西ドイツ政府は、イスラエル政府に対して三四億マルクを、対ドイツ物質要求ユダヤ人会議(JCC)に対して五億マルクの支払がなされた。

四 外国人戦争被害者への補償方法としては、ポーランド、オランダ、ベルギー、オーストリア等の政府との間では、政府と旧西ドイツ政府が支払のための協定を締結し、ドイツ政府が該当者の年金請求権の総額を一括払いし、外国政府が国内的措置によって被害外国人個人に対して支給をしている。

デンマーク、チェコスロバキア、ノルウェー、イスラエル等の国との間では、賠償に関する条約で外国人被害者に対する補償問題も一括処理されている。

フランスに対しては、連邦保証法からもれた被害者に対する政府との間の包括処理と適用被害者に対する個別支払とが併用されている。

⑤ 一九八五年ワイツゼッカー大統領が連邦議会でなした「過去に目を閉ざす者は結局、現在にも目を閉ざすことになる」という演説はあまりにも有名であるが、ドイツの戦後補償は近年も左記のように充実され続けている。

(1) 連邦補償法の補償からもれてきた者に、「遺伝病的子孫忌避のための法律」(一九三三年)によって強制断種させられた身体、精神障害者がいるが、これらの人々に対しては、一九八八年五月五日ドイツ連邦議会により決議がなされ、一九三三年法の不正の確認と無効宣言がなされ、右決議に基づいて、最近補償基金が設立されるに至った。

(2) ドイツ占領地からの強制連行労働者に関して、一九九二年三月ドイツ政府とポーランドとの間に「和解基金」が設立され、ドイツ政府は五億マルク(約四〇〇億円)を基金に拠出した。チェコスロバキア政府との間にも同様の交渉がなされている。

(3) 旧東ドイツ地域でおきた被害に対する補償、東欧諸国との補償問題等について

ては、ドイツ連邦議会内に補償小委員会が設置されている。

以上のような戦後補償のため、ドイツは膨大な財政的負担をしている。連邦補償法、連邦返済法その他の給付により、今後二〇三〇年までに、総額約三三三億六三〇〇マルクの給付が予定されている。

2 アメリカ

一方、第二次世界大戦の戦勝国であるアメリカでは、大戦中の日系アメリカ人強制移住に対して一九八八年に市民的自由法が制定され、補償措置がとられた。

(一) 日本によるパールハーバー攻撃後の一九四二年二月一九日、陸軍長官及び軍管区司令官に対し、「軍事上必要な場合には、軍事地域を設定する権限とその設定地域からすべての人々を立ち退かせる権限」を付与する大統領行政令第九〇六六号が發布され、實際上日系人へのみ適用された。同令による自発的移住の試みを経て、同年三月から日系人の強制集団移住（主として西海岸から）が開始され、日系人は集結センターに集められた後、内陸部にある再定住センター（強制収容所）に送られた。この強制移住及び強制収容に伴い、日系人は、財産上、精神上、あるいは自由に関する多大の損害を被った。

□ 日系人強制移住に関しては、日系人の権利回復・補償要求運動が行われてきたが、一九八〇年七月三十一日、アメリカ議会内に「戦時民間人再定住・抑留に関する委員会」が設置された。

同委員会は、同年七月から一二月にかけて、西海岸を中心に二〇日間わたる公聴会の開催、七五〇人以上の人達からの証言聴取、当時の公文書の調査を行い、その結果を一九八三年二月二四日付報告書「拒否された個人の正義」にまとめた。

同法は、日系人強制収容に関する事実関係や被害実態を詳細に報告したうえで次の五項目の救済勧告をなした。

① 強制移住の不法行為性を確認し国家が謝罪する旨をうたった上下両院合同決議を可決し、大統領がこれに署名すること、
② 人種的理由に基づく外出禁止令や退去命令等に違反したことを理由とする有罪判決の見直し等、

③ 議会から行政機関に対して、日系人の権利回復申請について指示すること等、
④ 議会は予算を支出して特別財団を設立し、基金を、このできごとを記憶にとど

め、この種の事件が起きた原因及び背景を究明、理解するための研究、学校教育活動を後援すること、

⑤ 議会が決める適切な期間に、一五億ドルを基金に支出し、この基金をまず大統領令第九〇六六号にしたがって居住地から強制排除され、現在なお生存する日系人約六万人に対し、一人当り二万ドルの補償支払に当て、残を福祉や国民教育に当てること。

⑥ 右勧告に基づき、アメリカ議会は、一九八八年八月一日「市民的自由法」を制定した。同法は、強制収容が「人種的偏見、戦時ヒステリー及び政治的リダーシップの失敗」によるものであると言及したうえで、謝罪条項を明記し、議会が国を代表して日系人に対して謝罪し、且つ、「市民的自由公共教育基金」の設立を定めた。

右基金により、収容当時、日系のアメリカ市民又は永住外国人であった人であつた補償法成立当時生存していた人であれば、現在の国籍をとわず、一人あたり二万ドルの補償金が支払われることとなった。

一九八九年には、アメリカ政府が、問い合わせや申請受付のため、保官を日本

に派遣し、一九九〇年三月から実際に高齢者より右補償が開始された。

一九九〇年一〇月ブッシュ大統領から日系人にあてられた謝罪状には、「損害補償と心からの謝罪を申し出る法律の制定で、米国人は言葉の真の意味で、自由と平等、正義という理想に対する伝統的な責任を新たにしました」とある。

3 カナダ

アメリカ同様連合国側であつたカナダでも、第二次大戦中日系カナダ人に対する強制移住・強制収容が行われ、これに対し、同じく一九八八年に補償措置が図られた。

(一) 一九四一年一二月八日、パールハーバー攻撃の直後、カナダ政府は約四〇名の日系人を危険人物として逮捕し、全日系人を敵性国人と規定した。翌四二年初頭には、日本国籍の日系男性の強制移動、短波ラジオ、カメラの所持禁止等の処分が決定実施され、二月の末には全日系人の防衛地域からの強制移動の発表へと事態は進展し、同年一月までに（主としてブリティッシュコロンビア州から）約二万人にも及ぶ日系人の強制移動・強制収容、及び財産の収奪等が行われた。大戦終了後も日本への強制送還や選挙権の剥奪等の処置が続いた。

□ このようなカナダ政府の措置に対して、八〇年代初頭から日系人の手により、リドレス (redress) 運動が展開され、日系人の強制収容が人種差別に基づく措置であることを告発してきた。このような運動の結果、一九八八年九月に至り、全カナダ日系人協会とカナダ政府との間で協定が結ばれた。

同協定では、カナダ政府が大戦中の日系人に対する措置が人権侵害であることを認め、同様な事態が再び起こらないことを誓った。そして、一連不正に対する象徴的補償として、個人補償金二万一〇〇〇ドルを一時金として支払い、全カナダ日系人協会を通じて日系カナダ人社会に一二〇〇万ドルをコミュニティの福利や人権の擁護に役立つ活動に対して支払い、カナダ人種関係基金を創設して異文化間の相互理解及び人種差別の根絶を推進する、等の合意がなされた。

同協定に基づき、カナダ政府が補償に関する問い合わせと申請のため係り官を日本に派遣したことは記憶に新しい。

4 日本における戦後処理の現状

これに対し、日本の戦後補償のあり方は、前述のような国際的潮流に遅れるもの

である。

(一) 一九五一年九月八日、日本はサンフランシスコ講和条約に調印した。アメリカの極東戦略が転換する中で調印された右条約では、日本の経済復興を図り、賠償の負担を軽減するために、連合国は、原則的に日本に対するすべての賠償請求権を放棄した。

翌一九五二年四月二八日に右条約が発効し、国家として独立すると、日本は、右放棄条項をてこに、次々とアジアの各國と二国間協定を締結した。ミャンマー (一九五四年一月五日)、フィリピン (一九五六年五月九日)、インドネシア (一九五八年一月二〇日)、南ベトナム (一九五九年五月一三日) との間には平和条約と賠償協定を結び、ラオス、カンボジア、タイ、マレーシア、シンガポール、ミャンマー、韓国、ミクロネシアには、戦後処理として賠償に準ずる無償援助、経済協力がなされてきた。しかしながら、これらの各國における、戦争被害者個人の被った損害については、戦後四七年を経た今も、日本は、格別の補償措置を講じていないばかりか、公式の謝罪さえしていない。

□ それどころか、かつての植民地から「日本人」として徴兵・徴用・強制連行さ

れたアジアの人々（なかんずく、韓国・朝鮮人）に対しては、一九五二年四月一九日法務省民事局長通達をもって、サンフランシスコ講和条約により日本の「国籍」を喪失させたとして、「国籍」をたてに、日本の国内法による戦後の個人補償措置からも排除してきた。

すなわち、被爆者援護に関する二つの法律を除き、一九五二年四月三〇日制定の戦傷病者遺族等援護法から、一九八八年制定の平和祈念事業特別基金に関する法律に至る一三の戦争犠牲者援護立法のいずれにも「国籍要件」を設け、外国籍の戦争被害者に対する右法の適用を排除して、これらの者に対する補償・賠償を一切なさぬまま放置してきたのである。

曰 前述のような「内外人平等主義」に基づく個人補償を基調とする国際的潮流にも関わらず、未だ日本は、右国籍要件に固執し、外国人被害者に対する補償を拒んでいる。このような事情から、原告らは、訴訟による救済を求めざるを得ないのである。

第二 原告らの請求の根拠

一 総論

1 日本国憲法前文は、日本国に「道義的國家たるべき義務」を課しており、日本国は、植民地支配の被害者である原告らに対して、特別の立法がなくとも、国家賠償法を類推適用して謝罪と賠償をする義務がある。

2 仮にこれが認められないとしても、原告らは日本国により特別の損失を負わされたから、明治憲法第二七条にもとづき、損失補償を請求できる。

3 また、被告は各原告に対し、一定の法律関係に付随する安全配慮を負っていたので、原告らは右契約にもとづき、日本国に賠償を求めることができる。

4 仮に以上の請求が認められない場合には、戦後国会が原告らに謝罪・補償・賠償を行う立法を行わずに放置したことは、憲法に定められた立法義務の懈怠にあたるから、国家賠償法により補償を請求する事ができる。

5 以上について、詳論する。

二 道義的國家たるべき義務

1 日本国憲法の根本規範としてのポツダム宣言・カイロ宣言

一九四五年八月一日、日本はポツダム宣言を受諾し、翌年一月三日、現行日本国憲法が公布された。これは、國民主權、民主主義、平和主義というポツダム宣言の諸要求が、帝国憲法の改正乃至新憲法の制定を必要としたからであり、その意味で、ポツダム宣言は日本国憲法の根本規範といふべきものである。

また、ポツダム宣言は八項で「カイロ宣言の条項は遵守されるべく」と規定しているから、カイロ宣言も日本国憲法の根本規範とみるべきであり、そのカイロ宣言には「第一次世界戦争の開始以後に日本國が奪取し又は占領した太平洋におけるすべての島を日本國からはく奪すること」「満州、台湾および澎湖島のような日本國が清國人から盜取した全ての地域を中華民國に返還すること」「日本國は、また、暴力および強欲により日本國が略取した他のすべての地域から驅逐される」「朝鮮の人民の奴隸状態に留意し、やがて朝鮮を自由独立のものにする」と記されている。すなわち日本国憲法の根本規範は、明治以来の日本の侵略戦争、植民地支配を不法のものとして認め、その結果の回復を要求しているのである。

2 「道義的國家たるべき義務」

日本国憲法前文は、「政府の行為によって再び戦争の慘禍が起きることのないや

うにすることを決意」と規定しているが、これは右のような根本規範からみると、単なる人道主義的戦争否定ではなく、過去の侵略戦争、植民地支配にたいする反省の表明であると解すべきである。

日本国憲法は右の反省を踏まえ、「恒久平和を念願」し、それを實現する方法として戦争放棄（第九条）を規定するとともに、「平和を愛する諸國民の公正と信義に信頼」することにした。

ところで、「諸國民の公正と信義に信頼」といっても、一方的な信頼はありえず、それは同時に平和を愛する諸國民から日本國の公正と信義が信頼されなければならないことを意味している。侵略戦争、植民地支配を行ってきた日本が、それを反省し、平和を愛する諸國民から公正と信義を信頼されるためには、まず、侵略戦争と植民地支配の被害者に謝罪し、その損害を賠償しなければならないことは自明である。かかる意味で、日本国憲法前文は政府に対し、侵略戦争と植民地支配の被害者に対する謝罪と賠償を具体的内容とする「道義的國家たるべき義務」を負わせているのである。最高裁判所も、韓国人被爆者に対して在留の適法性を問わず原爆医療法を適用することは「国家的道義のうえからも首肯される」と判示している

(最判一九七八年三月三〇日民集三二卷二号四三五頁)。

3 「道義的国家たるべき義務」の程度

憲法前文によれば、右の「道義的国家たるべき義務」は「国家の名誉をかけ、全力をあげて」達成されなければならないのであって、立法・司法・行政を通じた國政の最優先課題とされるべきである。もとより、憲法も不可能を強いるものではないが、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と努めている國際社会において、名譽ある地位を占めたいと思う」と宣言している以上、戦争や圧政の被害者に対し現在の國際社会において行われている謝罪や賠償の中で、先端的地位を占める水準のものを要求しているのである。

前述のように、日本と同盟して戦争を遂行したドイツは、連邦補償法、連邦返済法等の法律や、諸条約によりユダヤ人等のナチス被害者に対し、充実した賠償をおこない、莫大な財政的負担をしている。また、アメリカ合衆國は、戦争中強制収容した日系人にたいし「市民の自由法」を制定し、正式に謝罪するとともに一人当たり二万ドルの補償金を交付している。憲法が「道義的国家たるべき義務」を課している日本では、国会は侵略戦争と植民地支配の被害者に対し、少なくともこれら

の例に劣らない謝罪と賠償の立法を行い、謝罪と賠償の範囲や方法を特定する義務がある。しかるに遺憾ながら国会は今日までかかる立法を怠っている。

4 国家賠償法類推適用による賠償責任

しかし、「道義的国家たるべき義務」が「国家の名誉をかけ、全力をあげて」果たすべき義務として司法府にも課せられている以上、直接謝罪と賠償の範囲と方法を特定する立法が欠けていても、裁判所としては、類似法令の類推等を通じてこれを特定し、司法救済を実現するべきであり、損害が植民地支配の一環としての公務員の違法行為によるものである場合には、国家賠償法の類推適用により賠償の範囲を特定することが可能であり、適当である。もとより、右の国家行為は憲法一七条と国家賠償法成立以前のものであるが、憲法一七条の具体化として制定された恩給法や原爆医療法が専ら憲法成立以前の国家行為を賠償の対象としていることに鑑みると、国家賠償法を適及的に類推適用することには充分な理由がある。そして、「道義的国家たるべき義務」の本質上、除斥期間や時効による免責とは相いれないこと、「道義的国家たるべき義務」が現在の日本國を道義的國家とする義務として現在の政府に課せられていることから、除斥期間、時効等の國家賠償法の規定は類

推されるべきではない。

5 賠償請求の要件

(一) 原告乗船者らを日本に居住させた行為の違法性

(1) 根本規範に対する違反

浮島丸に乗船していた原告らおよび原告の被相続人ら（以下便宜上「原告乗船者ら」という）は、国家総動員法、國民徴用令等により強制的に日本に連行され、又は土地調査事業、産米増殖計画等を始めとする植民地政策によって朝鮮における生活基盤が破壊され、やむなく渡日したものである。このように、原告乗船者らが当時日本に居住していたのは、日本の植民地支配行為に起因するものであり、かかる行為が適及的に違法と評価されるべきことは、前述のように、根本規範によって確認されている。

(2) ILO二九号条約違反

また、原告乗船者らのうち、軍属・徴用工であった者（以下「原告軍属・徴用工ら」という）は、徴用令等によって刑罰の威嚇をもって強制連行・強制労働されている。これは日本が一九三二年一月一五日に批准したILO二九号

条約（「強制労働ニ関スル条約」）二条一項に規定された「強制労働」に該当する。そして、原告軍属・徴用工らに対する強制労働は、左記のように同条約における強制労働の許容条件に違反しており、当時の法制においても違法であった。

① 同条約一二条一項は、「或者ガ一月ノ一期間ニ於イテ一切ノ種類ノ強制労働ニ徴集セラレ得ベキ最長期間ハ労働場所ニ往復スルニ要スル期間ヲ含ミ六〇日ヲ超ユルコトヲ得ズ」と規定したが、原告軍属・徴用工らの強制労働期間はすべて六〇日を大きく超過していた。

② 同条約一一条一項（ハ）（ニ）は、成人男子を強制労働に徴集する場合の条件として「各部落ニ於テ家族生活及ビ社会生活ニ欠クベカラザル強壯ナル成年男子ノ数ヲ維持スルコト」「夫婦及家族ノ関係ヲ尊重スルコト」と規定しているが、原告軍属・徴用工らはかかる配慮を全く受けることなく、部落の青壮年男子が根こそぎ、妻子や両親から引き離されて強制連行されたものである。

□ 「無事に帰還させる義務」

(1) 右のように、被告の違法行為によって原告乗船者らが日本に居住するに到つた以上、被告には先行行為に基づく条理上の義務として、原告乗船者らを故郷に「無事に帰還させる義務」を負っていた。

(2) ILO二九号条約一七条三号は「労働者が労働場所ニ往復スル旅行ハ行政庁ノ費用ヲ以テ且其ノ責任ノ下ニ為サルベク右行政庁ハ利用シ得ベキ一切ノ運送方法ヲ最完全ニ使用スルコトニ依リ右旅行ヲ容易ナラシムベキコト」と規定しているから、被告は原告軍属・徴用工らに対しては、条約上も、「無事に帰還させる義務」を負っていた。

曰 故意・過失

(1) しかるに、被告は右義務に違背し、浮島丸は沈没した。

(2) 浮島丸の沈没が軍部または下士官による計画的自爆であるとすれば、もとより右義務に対する意識的な違背である。

(3) 前述のように、当時、米軍資料によれば、若狭湾全体で六一一、舞鶴湾内に一一六の米軍機雷が敷設され、日本海全体をみればさらに多くの米軍機雷が敷設されていた。また、日本海には日本軍の機雷も多数敷設されていたが、その

位置を示す機雷海図は敗戦と同時に焼却され、浮島丸の乗員に交付することは不可能だった。日本海軍はかかる危険な状況を熟知しながら、浮島丸に朝鮮への航行を命じ、原告乗船者らを事実上強制的に浮島丸に乗船させたものであって、被告の過失は明らかである。

四 以上により、原告らの損害は植民地支配行為の一環としての公務員の違法行為によるものであるから、被告は国家賠償法を類推して原告らに損害賠償する義務がある。

6 また、「公正と信義に信頼」するのは、すぐれて精神的な領域に係わることであり、謝罪のないまま物質的賠償を行ったのでは、とうてい「道義的國家たるべき義務」は果たし得ない。そこで、精神的被害の回復という点で共通の基礎をもつ民法七二三条と国家賠償法四条を類推し、裁判所が政府に対し適当な方法で公式謝罪することを命じることができると解される。

したがって、原告らは被告に対し、公式謝罪を請求することができる。

1 明治憲法と国の補償義務の存在

原告らが被った損失の原因たる行為は、明治憲法下になされたものであった。この明治憲法は、二七条一項で「日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルコトナシ」、同二項で「公益ノ為必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」と財産権の保障を定めていたが、日本国憲法二九条とは異なり、明文の補償規定はなかった。

しかし、だからといって、必ずしも補償を不要とする趣旨ではなかった。

近代の自由国家の成立に際して、市民階級が演じた重要な役割の当然の結果として、私有財産制の保障は、どこの人権宣言にも定められている。同様の意味において明治憲法も、財産権の不可侵を定めたのである（宮沢俊義「憲法二新版」四〇五～四〇八頁）。

そして、公共目的を達成するため、特定の者の財産を制限し剝奪することが不可欠な場合があることは、財産権が神聖不可侵視されていた時代でも認識されていたことであって、当時の人権宣言にも公的収用権が明確に留保されていた（一七八九年フランス人権宣言一七条、アメリカ合衆国憲法修正五条）。ただ、その場合、財産権の保障との調節の観点から、収用は「公共の用のため」のものでなければなら

ず、剝奪ないし制限に見合った「補償」がなされることが要件とされた。（佐藤幸治「憲法」三八六頁）。

個々の歴史は異なるとはいえ、明治憲法が、近代自由国家の成立に際して市民階級が演じた重要な役割の当然の結果としての私有財産制の保障を取り入れた以上、公的収用権が認められるとしても、それに見合った補償を不可欠とするという理は明治憲法にも当然あてはまる。「憲法義解」の二七条の註釈は「公益収用処分ノ要件ハ其ノ私産ニ対シ相当ノ補償ヲ付スルニ在リ」と述べ、田中二郎は、右の註釈は「公益の為にする特別の犠牲に対しては相当の補償を与えることが憲法の精神なることを説明したものであり、正義公平という憲法上の原理からみて、「補償について法の沈黙せる場合にも……条理として、補償の認められるべき場合の存することを理由づけ得るのではなからうか。」と述べている（「行政上の損害補償及び損失補償」二二八頁）。

判例も、明治憲法施行当時に、知事が国の機関として祇園の歌舞練場を進駐軍専用のキャバレーに転用するよう要請したことによる損失について、「正義と公平の観念」を基礎として国の補償義務を認めた。（東京地判一九五八・七・一九下裁民

このように、明治憲法においても、国の補償義務は認められる。

3 補償請求の要件

損失補償制度の歴史およびその実質的根拠である正義公平の理念からすると、補償請求の要件については、日本国憲法の解釈がそのままではあまり、正当な補償を要するのは「特別の犠牲」を課する場合であり、特別の犠牲と言えるかどうかは、侵害行為の対象が広く一般人か特定人ないし特別の範疇に属する人かという形式的基準と侵害行為が財産権に内在する社会的制約として受忍すべき限度内か、それを超えて財産権の本質的内容を侵すほど強度なものかという実質的基準を総合的に考慮して判断される（田中二郎「新版行政法上・全訂第一版」一九八頁、芦部信喜「憲法第一部」第四分冊一一二頁）

4 原告らと補償の要件

(一) 公共の用

(1) 前述のように、大湊海軍警備府司令部が敗戦のわずか三日後に浮島丸による朝鮮人送還を命令したのは、彼らが朝鮮人の暴動を恐れたからにはかならな

かった。現実には朝鮮人に暴動の動きがあったわけではなく、「暴動の恐れ」は抑圧者に特有の幻想に過ぎなかったし、戦争中は労働力として利用し尽くしておきながら、不要になると当事者の意思を無視して送還しようとする日本の態度は身勝手きわまりないものではあるが、少なくとも、日本の側から見ると、朝鮮人暴動の予防という「公共の用」のために原告乗船者らは浮島丸に乗せられた。

(2) 原告軍属・徴用工らは、強制労働中の管理体制のまま管理者に引率されて浮島丸に乗船した。その意味で浮島丸への乗船は原告軍属・徴用工らに対する強制進行・強制労働の一部をなしている。そして、日本が原告軍属・徴用工らを強制連行し強制労働させたのは、中国やアメリカ等との戦争を継続するための労働力不足を補うためという、これも身勝手な「公共の用」のよるものであった。換言すれば、原告らは、朝鮮民族でありながら、他民族たる日本民族の独立、繁栄という被告の公共の用のために強制連行され、浮島丸に乗せられたのである。

□ 特別の犠牲

(1) 原告らは浮島丸の沈没により、生命を失い、あるいは生涯癒えることのない傷を負い、労働力の多くを喪失し、夫や父を失い、生計維持に困窮するなど、人格権上あるいは財産権上多大な損失を被った。

(2) 浮島丸に乗船させられたのは大湊周辺に居住していた朝鮮人という特定人だげであり、強制連行により奴隸的労働に従事させられたのは、日本の植民地支配を受けていた朝鮮人という特定の範疇に属する人々であった。そして原告らは自らの人格を否定されながら他民族の戦争のために動員され、その結果損害を被ったものであって、それは、受忍限度を超えて人格権や財産権の本質的内容を侵すほど強度の損失である。

(3) 従って、原告らの損失は特別の犠牲である。

5 結語

よって、原告らは、被告日本国に対し、明治憲法第二七条に基づき、損失補償の請求できる。

四 契約責任

1 特別の社会的接触にともなう安全配慮義務

ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間においては、当事者の一方または双方が相手方に対してその生命、身体、健康等を危険から保護するよう配慮する義務（安全配慮義務）を当該法律関係の付随義務として信義則上負うことが一般的に認められる。判例もこれを一貫して認めている（最判一九七五・二・二五、同一九八四・四・一〇、同一九九一・四・一一等）。原告乗船者らも左記のように、被告と特別の社会的接触の関係にあり、被告は原告乗船者らに対して安全配慮義務を負っていた。

2 日本国の安全配慮義務

(一) 浮島丸乗船における安全配慮義務

原告乗船者らは軍属・徴用工として強制連行され、または日本の植民地支配により朝鮮における生活基盤を破壊されて日本に渡り、常に故郷に帰る日を夢見ながら、日本での困難な生活に耐えてきた。そして、海軍関係者らの言葉により、浮島丸が釜山等の朝鮮半島の港に向かうものと信じて乗船した。原告乗船者らは連行の対価を支払っていないが、前述のように原告乗船者らを日本に居住するに

到らしめた日本国には原告乗船者らを日本に帰還させる義務があった。

そうであれば、現実には原告乗船者らに浮島丸に乗る以外に選択肢はなく、日本側としては暴動防止策として原告乗船者らを浮島丸に乗せたに過ぎないとしても、被告と原告の間には旅客運送契約類似の法律関係が成立したとみるべきである。

したがって、被告は原告らに対して、信義則上、浮島丸の運航にともなう安全配慮義務を負い、原告乗船者らの日本居住が被告の行為に起因することに鑑みると、この安全配慮義務は、一般の旅客運送契約にもとづく運送者の安全配慮義務よりも一層強度なものであった。

□ 原告軍属・徴用工らに対する安全配慮義務

(1) 原告乗船者のうち徴用工として徴用されたものは、日本国により、募集・斡旋・徴用という名目の下に強制連行され、労働を強制されたものであるから、兵器廠等で労働させられ、日本国と雇用関係がある場合はもとより、日本国との間に直接の雇用契約関係にはない場合にも、被告は、安全配慮義務を負っていた。

(2) 原告乗船者のうち軍属として徴用されたものは、日本国に雇用され、軍隊の管理下において一定の業務に従事した。その業務は軍人とは異なり、あくまで非戦闘員であって、日本国との関係もその具体的な職務内容からみて、通常の雇用関係である。従って、日本国は、給与支払義務を負う以外に、公務遂行過程における安全配慮義務を負っていた。

(3) 被告は原告軍属・徴用工らに行き先も告げずに連行したのであるから、右の法律関係は被告が原告軍属・徴用工らを元の居所に連れ帰るまで継続したと解するのが、当事者意思の合理的解釈として妥当である。したがって、原告軍属・徴用工らに対する被告の安全配慮義務は浮島丸乗船時においても継続していた。

3 日本国の補償義務

しかるに、少なくとも被告の過失により浮島丸は爆沈し、原告乗船者等はその生命、身体、健康に多大な損害を被った。

したがって、被告は原告らの損害を補償する義務がある。

五 立法不作為による国家賠償責任

仮に、現行成文法上、原告らに謝罪・賠償・補償をする余地がないのであれば、被告には以下に述べるとおり、立法不作為による賠償義務（国家賠償法一条一項）がある。

1 立法不作為による国家賠償責任

個々の国会議員も公務員である以上、各人に課せられた憲法上の立法義務に違背する立法不作為は、国家賠償法上の違法行為と評価されるべきである。判例もこの理を認めており、「作為義務が憲法上明文をもって定められているか又は憲法解釈上その義務の存在が明白な場合」には、立法不作為による国家賠償責任の発生を認めている（東京地裁一九八九年四月一八日判決）。

2 補償立法義務の存在

以下の憲法の諸規定を総合すれば、憲法解釈上、個々の国会議員に対し、侵略戦争・植民地支配により被害を受けた個人への戦後補償（以下「補償」という。）を行う立法をなすべき義務が課されていることは、明白である。

（一）憲法前文

前述したとおり、道義ある国家たらんとするには、補償立法をなすのが最低限の必要条件となるのであり、憲法前文は当然に補償法の定立を義務づけるものである。

（二）憲法九条

戦争を放棄する以上、当然、戦争行為は不法であるとの先進的認識が表明されているのであり、とすれば、かつて引き起こした戦争により被害を被った人々に対して誠実に責任を取り、補償をなしていくことは、同条が当然に義務付けているものと言わなければならない。

（三）憲法一四条

平等原則は、かつて国家に忠義をつくした（即ち、侵略戦争に直接に加担した）日本人軍人・軍属にのみ戦後補償をなすことを絶対に容認しない。平等原則により、国籍の有無を問わず、また、軍人・軍属であるか否かを問わず、一律に戦争被害を補償する立法が義務づけられていることは明らかである。

四 憲法一七条および二九条三項

国家権力により生命、身体又は財産に対して侵害を受けた場合、その侵害が違

法である場合はもちろん、適法であっても、特別の犠牲を強いられた場合には、國家はその損害を補填する義務がある。この精神からすれば、かつて侵略戦争で被害を受けた人々（とりわけ植民地支配を受けた人々）に対して補償を行う立法をなすことは、当然に要求されることである。

田 憲法四〇条

刑事補償の趣旨からすれば、強制連行され、事実上の監禁状態で強制労働を強いられた人々との関係で、補償立法をなすことが義務づけられるのは当然といわなければならない。

六 憲法九八条二項

前述した国際的潮流からすれば、もはや戦後補償をなすことは国際慣習法として確立したと言いうる。とすれば、国際慣習法の遵守義務から、当然に補償立法義務が導かれる。

3 補償立法義務の懈怠

(一) 浮島丸事件は日本で報道されることが少なかったとはいえ、戦後多数の海難惨事であり、厚生省等にも記録が存在し、国会議員らはその事実を容易に認識する

ことができた。また、事件直後に不完全ながら「死没者名簿」が作成され、被害者の存在を認識することも容易だった。

□ 一方、以上述べてきた個々の憲法規定、並びに、前述した戦後補償の国際的潮流は国会議員であれば当然認識し理解しうる事実であり、補償立法義務の存在も国会議員にとって認識が容易だった。

田 しかるに、浮島丸事件の犠牲者・遺族に対して、事件後四七年を経た今日まで謝罪、賠償、補償のための立法措置は全くとられたことはなく、浮島丸事件の犠牲者・遺族を含む韓国・朝鮮人戦争被害者に対する補償立法をなそうとする動きは全く顕在化していない。その間、遺族は生活苦の中に放置され、犠牲者の遺骨は事件後九年間も海底に放置されたあげく、船体の利用という営利目的のついでに引き揚げられ、今日にいたるも、相当数は遺族のもとに返還されていない。

四 したがって、国会議員らは補償立法をなすべき合理的期間をすでに遙かに徒過しているというべきであり、少なくとも過失により、憲法上の作為義務に違背した立法不作為に陥っている。

4 よって、被告には、補償立法があれば補填されたであろう原告らの各損害を賠償

する義務がある。

五 請求額

原告らは、概ね、第三記載のとおり、損害をそれぞれ被っているところ、右各損害はいずれも筆舌に尽くしがたい甚大なものである。したがってこれを誠実に金銭的に換算することは困難であり、敢えてこれをなせば、巨額に達することは疑いの無いところである。しかし、原告らは金銭が目的で本訴訟を提起したのではなく、被告日本国が犠牲者と遺族の前で浮島丸事件の真相を究明し、真摯な謝罪を行ってその道義を取り戻すことを念願するものであるから、とりあえず本訴訟においては、右各損害の一部として、被告日本国に対し、浮島丸事件で死亡した犠牲者の遺族は各々金 〇〇〇〇〇円、生還者とその遺族は各々金 〇〇〇〇〇円の支払いを求めるとする。

なお、後に記載するとおり、遺骨の返還を請求している原告に対してはそれぞれに対し金一〇万円を併せて支払うように求める。